

公益財団法人日本セーリング連盟
外洋総務委員会諸規程

56	外洋艇登録規則	規則	外洋総務委員会	2002.04.01
57	所属海岸局への加入・登録規程	規程	外洋総務委員会	2001.04.01
58	所属海岸局管理規程	規程	外洋総務委員会	1999.04.01

公益財団法人日本セーリング連盟 外洋艇登録規則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）に外洋艇を登録し登録番号（セール番号）を受けるときは、この規則による。この規則は、実務面を補足するための細則をもつ。

第1条（目的）

連盟外洋帆走艇の艇体を特定する識別番号を定め、その番号の登録管理を一元化することにより、正確な艇の確認と安全な運行管理を確立し、広く外洋艇の健全な普及活動を推進する。

第2条（登録の条件）

連盟に登録する艇は、次の条件を満たすものでなければならない。

- （1）連盟会員の所有する艇（共同オーナーの場合には、少なくとも代表者が連盟会員であること）であること。
- （2）健全な外洋帆走艇であること。
- （3）連盟の活動に賛同するモーターボートは、エンジン付き艇として登録することができる（セール番号の交付を受ける）。この制度を支援艇登録といい、以降同じ条文を当てはめる。

第3条（登録の手続）

連盟に艇登録しようとする者は、連盟外洋帆走艇登録申込書（様式1）に所要事項を記入し、船舶検査証書写及び登録料を添えて代表オーナーの所属する加盟団体経由、もしくは直接連盟事務局に提出し、固有の登録番号（セール番号）記載の登録証明書（様式2）の交付を受けるものとする。同時に別表5に定める登録番号（セール番号）に関する登録時念書も提出しなければならない。

第4条（売却、譲渡、交換などによる登録艇のオーナーの変更）

売却、譲渡、交換などによって登録艇のオーナーを変更するときは、旧オーナーは登録番号（セール番号）を返納（登録抹消届け）する。新たにオーナーになる者は、改めてその艇について外洋帆走登録申込書に、船舶検査証書写及び登録料および登録番号（セール番号）に関する登録時念書を添えて加盟団体経由で会長に提出し、新オーナー名義の登録証明書の交付を受けるものとする。但し、この場合原則としてその艇の登録番号（セール番号）は変更しない。

- 2 旧オーナーが第1項の旧登録番号（セール番号）を買換え等で自己の新艇に使用したいときは、艇登録に関する別表その1の費用が必要になる。また、登録艇抹消届にセール番号を剥がした写真を添付することとする。

第5条（共同オーナー艇の代表者の変更）

共同オーナー艇の代表者を変更する場合は、共同オーナー登録艇・名義変更届を提出することによって代表者を変更し登録番号（セール番号）はそのまま継続できる。

第6条（艇名等の変更）

登録艇の艇名その他登録証明書記載の項目に変更があったときは、艇名等変更届（様式4）を加盟団体経由で会長に提出し、登録証明書の書換えを受けるものとする。

第7条（艇の登録申請場所）

艇を登録する者は、（様式1）に所要事項を記入し、船舶検査証書写及び登録料を添えて艇の代

表者が所属する加盟団体経由、もしくは連盟事務局に直接提出し、登録番号（セール番号）記載の登録証明書（様式2）の交付を受けるものとする。ただし、艇の保管場所が艇の代表者の所属加盟団体以外の水域にある場合は、保管場所を統括する加盟団体に登録証明書のコピーを提出する。

- 2 1艇目の登録と別の水域に2艇目以上の艇を登録する場合も同様とし、艇の代表者の所属する加盟団体に所要事項（様式1）を記入し、船舶検査証および登録料を添えて提出する。2艇目の保管場所を統括する加盟団体に登録証明書のコピーを提出する。

第8条（登録の抹消）

登録艇の所有者が退会もしくは艇の登録を抹消しようとするときは、登録抹消届（様式5）を会長に提出し、登録の抹消を受けるものとする。

- 2 艇を所有する代表オーナーがメンバー費および登録更新料を未納・滞納したときは、同時にその所有艇の登録は抹消するものとし、その登録番号（セール番号）を返還するか、共同オーナー艇の場合はその代表者の変更を直ちに行わなければならない。
- 3 登録が抹消された登録番号（セール番号）は、他の艇の登録番号（セール番号）として連盟が再び交付することができる。

第9条（登録料）

新規に艇登録する者は、艇登録に関する別表その2に定める登録料を納めなければならない。

- 2 前項の登録料は、所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い納めるものとする。
- 3 2艇以上所有するオーナーは、登録艇数に応じた登録更新料を加盟団体経由もしくは直接、連盟へ納めるものとする。
- 4 一旦納入された登録料は、年度途中で登録抹消が行われても返金されない。

第10条（登録番号（セール番号）の更新）

艇所有連盟会員は、毎年連盟に艇登録に関する別表その3に定める登録更新料を加盟団体経由もしくは直接、連盟へ納めなければならない。

- 2 前項の登録更新料は、連盟に直接納付するか、所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い、加盟団体登録更新料を納めるときに併せ納めるものとする。
- 3 登録証明書を滅失又は損耗し再交付を受けるとき、もしくは登録証明書の書換えを受けるときは、別表4に定める手数料を納付するものとする。

第11条（登録番号（セール番号）の表示）

登録番号（セール番号）は、使用するセールなどに表示しなければならない。表示方法はRRS77及び付則Gの規則に準ずるものとする。

- 2 J/24やメルジェスなどのワンデザイン艇などにも登録番号の交付はするが、ワンデザインクラスでそれらが有するセール番号については、本規則の適用を受けないものとする。また、外洋帆走艇登録を行った各クラス協会所属艇については、クラス協会のクラスマーク、登録番号を優先してセールに表示し、連盟登録番号を表示する必要はない。

第12条（連盟における新規登録番号（セール番号）の決め方）

会員登録・会費納入を済ませ、艇登録を済ませたことを条件とし、最新番号なら登録順で決定する。

- 2 前項にかかわらず、最新番号から10番以内の番号なら1個だけ予約できる。予約（番号）を希望の場合、その番号がくる（登録艇がその番号まで増える）時まで、決定はできない。その際、その予約番号を他の権利者も希望した場合は、ちょうどその番号になった段階で、抽選をして決定する。ハズレの場合は自動的に次の番が割当てられる。抽選は連盟事務局が代行、公正におこなう。

- 3 過去に発行されたセール番号において、抹消及び現状使用されていないことが確認できた番号については、再発行することができる。

第13条（規則の変更）

この規則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

- 2 「艇登録に関する別表」と「艇登録に関する諸届様式」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

第14条（実務細則）

本規則による外洋艇の登録、変更、抹消、更新の手続きと料金の納付について、加盟団体への委任業務細則を定める。

- 2 本規則中、加盟団体とあるところは委任業務細則に定める条件を満たす加盟団体でなければならない。さらに委任業務細則に定める条件を満たし、連盟が承認する場合クラブ等の団体（特別加盟団体）も本業務を行うことができる。
- 3 代表オーナーの所属する加盟団体が艇の登録に関する委任業務を行わない場合等、条件によって連盟事務局は直接艇の登録に関する業務を受け付ける。

附 則

1. 本規則には、「艇登録に関する別表」を設け、料金等を規定する。
2. 本規則には、「艇登録に関する諸届様式」を定める。
3. この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。
4. この規則は、平成24年12月 8日から改正施行する。

「艇登録に関する別表」

その1	買換え時に次の新艇に旧登録番号を使用する場合の費用	50,000円（第4条）
その2	艇登録料 連盟に対して	3,000円。（加盟団体は手数料を別に2,000円以下で徴収することができる（第9条））
その3	登録更新料	1,000円（第10条）平成15年会計年度より3,000円に改定する
その4	再交付手数料	1,000円（第10条）
その5	登録番号（セール番号）に関する登録時 念書・内容	私は登録番号（セール番号）取得にあたり、その登録番号（セール番号）が連盟活動により日本における外洋帆走艇の固有識別番号として有効であることを認め、連盟の定める艇登録規則を遵守し、艇登録抹消時または退会時には交付された登録番号（セール番号）を艇登録証とともに返納し、その後には登録番号（セール番号）を使用しないことを誓います。

付則1) この別表は、平成14年 4月 1日から施行する。

付則2) この別表のその1については、平成14年 9月 1日より施行する。

付則3) 「艇登録に関する別表」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

「艇登録に関する諸届様式」

艇登録申込書 様式1

登録証明書 様式2

登録艇名義変更届 様式3

艇名等変更届 様式4

登録抹消届 様式5

登録番号（セール番号）に関する登録時 念書 様式6 新設

・この別表は平成14年 4月 1日から施行する。

・「艇登録に関する諸届様式」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

公益財団法人日本セーリング連盟
所属海岸局への加入・登録規程

第1条（規程の適用）

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）所属海岸局（以下、「連盟海岸局」という。）を無線通信の相手方として交信する船舶局は、本規程により連盟海岸局に加入・登録しなければならない。

第2条（加入・登録の条件）

連盟海岸局に加入・登録する船舶局は、以下のいずれかの条件を満たすものでなければならない。

- （1） 連盟の登録艇であること。
- （2） 前号以外の艇で、連盟主催のレースの出場資格を得た艇であること。
- （3） 連盟が所有する艇であること。
- （4） 連盟の活動や行事等に協力と援助を与える目的をもって、連盟海岸局に加入を希望する船舶で、安全通信委員会がこれを承認したものであること。

2 連盟の活動や行事等に協力と援助を与える目的とは、以下を指す。

- （1） 加入・登録船舶相互間の安全航行情報の交換
- （2） 連盟が主催もしくは共催、後援するレースやイベントの運営支援船提供と要員提供

第3条（加入・登録の申込）

連盟海岸局に船舶局を加入・登録する場合は、その船舶の所有者および運行者が加入申請書に前条各号のいずれかの条件に該当することを証明する書類を添えて提出し、海岸局加入・登録証明書の交付を受けるものとする。

2 登録証明書の有効期限は、当該無線局の有効期限とする。

3 当該無線局の継続・継承の場合は、改めて申請し、加入・登録証明書を受け取るものとする。

第4条（登録艇の所有者、艇名の変更）

登録艇の所有者の変更または艇名の変更をした場合は、その登録は抹消される。この場合、電波法第20条（免許の継承）により総合通信局に変更申請を行い、新たに上記第3条により加入・登録手続きを行うものとする。

第5条（登録艇の抹消）

登録の抹消を受けようとするときは、登録抹消届けに加入・登録証明書を添えて提出し、登録の抹消を受け取るものとする。また登録艇が艇の売却、その他明らかに第2条の条件に不適格となったと認められる場合は、その登録を抹消することができる。

第6条（加入・登録料および利用料）

連盟海岸局への加入・登録料および利用料等については、次の通りとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| （1）加入・登録料 | 登録艇 無料、非登録艇 10,000円。 |
| | 加入証明書発行手数料 3,000円。 |

なお免許継続申請の場合は、加入証明証発行手数料のみ必要。

- | | |
|------------|--------------------------|
| （2）利用料（年間） | 登録艇 2,000円、非登録艇 10,000円。 |
|------------|--------------------------|

利用料は、免許有効期間の5年分を前納とする。（注：中途退会時には返却しない）

なお、利用料収入は、全額当該艇所属加盟団体の連盟海岸局の維持運営費に充当する。

第7条（規程の変更）

この規程は、安全通信委員会の審議をへて、理事会の承認を得ることにより変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月 8日から改訂施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟 所属海岸局管理規程

本規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）所属海岸局（以下、「海岸局」という。）の運営および運用に関する規程であり、同海岸局の設備をもって通信を行う時は、電波法に基づく運用を行い、かつ本規程を遵守すべきものと定める。

1. 管理・運営の責任の所在

海岸局の設備管理、運営は、連盟外洋通信委員会（以下、「通信委員会」という。）が行う。但し加盟団体所在地の海岸局の日常運営については、通信委員会と当該加盟団体間で協議し、文書をもって取り決め、同加盟団体通信委員会に委託する。

1-1 海岸局の管理（設備管理者）

局舎および無線機器、アンテナ、備品等設備の管理は、加盟団体通信委員会（委員長）に任命された者が行う。

1-2 海岸局の運用（局長）

選任者の中から、加盟団体通信委員長が1名任命し、運用の責任者とする。

1-3 これらの氏名は、海岸局内に明示すると共に、関係者に文書で伝達されなければならない。

2. 設備管理者の職務

2-1 海岸局の局舎およびアンテナ設備等の、日常の保守管理を行う。

2-2 局舎内の無線設備の保守、および修理の依頼を行う。

2-3 監督官庁に提出を必要とする書類の作成および提出。

2-3-1 海岸局に関連して対外的に提出する書類の作成。

2-3-2 定められた定期検査の受験、免許更新に関する手続き。

2-3-3 設備・運用要員に対する保険の付補手続きの実施。

3. 運用管理者（局長）と選任従事者の職務

3-1 局長は選任された従事者の監督者として、日常のオペレーションがスムーズに行えるよう配慮する。

3-2 選任従事者は、通信を行う前に無線設備の日常点検を行い、円滑な通信を心がける。

3-3 日常の通信

3-3-1 運用に当たっては、予めその予定を加盟団体通信委員長、局長に届け出て、了解を得ておく。

3-3-2 通信を行うに当たっては、2名以上のオペレータを配置する事が望ましい。

3-3-3 レースに関連する運用は、当該レース・コミッティの委託を受けて行う。

3-3-4 コミッティから指定された通信時間の少なくとも30分以上前に局舎に到着し、通信時間終了後も15分間は、使用した周波数で聴取する事。

3-3-5 レース以外の通信で遭難、緊急、安全通信を受けた場合は、直ちに最寄りの海上保安庁に連絡するなど適切な処置をとること。またレース中のこれらの通信は、直ちにレース・コミッティに連絡する。

3-3-6 2MHz帯の運用時は、沈黙時間を守る事。

3-3-7 通信終了後は、都度業務日誌に通信の内容を記載すること。

3-3-8 その他電波法を遵守し、常に円滑な運用を心掛け、交信艇の状況を把握し、簡潔にして親切な応答を行う。

3-3-9 その他加盟団体通信委員長、局長またはこれに代わるものの指示事項を守る事。

4. 運用時間

- 4-1 (1) レース・コミッティから委託を受けた無線通信を必要とする期間、時間。
(2) その他設定された時間。(出来るだけ通信の習熟を目的とした運用を心掛ける)
例) 土曜日、日曜日、祭日の10:00~18:00
- 4-2 各海岸局の運用についての詳細は、別途定めてよい。(現在運用されている局の確認)
- 4-2-1 エヌオーオールシーおたるヨット
 - 4-2-2 みさきヨット
 - 4-2-3 みやけヨット
 - 4-2-4 ちたヨット
 - 4-2-5 宮津ヨット
 - 4-2-6 淡輪ヨット
 - 4-2-7 ひろしまヨット
 - 4-2-8 はかたヨット
 - 4-2-9 かごしまヨット
 - 4-2-10 さつまいおうじまヨット
 - 4-2-11 ぎのわんまりーなヨット

4-3 運用の内容

- 4-3-1 レースコミッティより委託を受けた場合の運用。
- 1) ロールコールの実施
 - 2) レース状況把握と伝達
 - ・各艇の位置と状況
 - ・海域の状況
 - ・コミッティからの情報
 - 3) 気象海象関係情報の入手と伝達
 - 4) 緊急時の関係機関への連絡
 - 5) その他レースコミッティの要請を受け、選任従事者が必要と判断した事項
- 4-3-2 日常の運用
- 1) 船舶局との送受信感度の確認
 - 2) 気象海象情報の入手と伝達
 - 3) 緊急時の関係機関への連絡
- 4-3-3 その他禁止・制限等
- 1) 電波法に基づく緊急を要する場合を除き、免許状記載以外の通信はしてはならない。

5. 遠隔操作

整えられた遠隔装置については、その取り扱いを正しく行い、その操作については、事故・トラブルを想定した送信所、通信所の位置・関係を、関連レース・コミッティに周知して置く。

6. 運用の委託と経費

レース運営における通信は、レース・コミッティの要請を受けてその運用に当たり、運用に掛かるオペレータの交通費、飲食費は、当該レースの支出とする。

交通費は、(一例として)一律2千円、食費は一日当たり最低3千円を標準とする。

会員以外の従事者を選任し、その運用を委託する事があるが、その費用については上記金額に準じて予め決定し、委託先、当該レース・コミッティの了解を得て置くこと。この場合、少なくとも1週間以上前までにスケジュールの調整を行う。

その他日常的な運用を外部に依頼する場合については、別途定めることとする。

7. 運営に掛かる諸費用

これらについては、原則各加盟団体負担とする。

免許関係 各種検査、更新に係るもの
局舎関係 局舎として使用する建物の賃貸料。(また局舎所在地の土地に対する賃料を含む)
光熱費他 電気、水道、ガス、電話、録音機、筆記具、FAX、コピー、電球等消耗品、
休憩所として使用する設備の賃貸料。
損害保険料

8. その他

その他日常的な運営を外部に依頼する場合には、別途定めることとする。

9. 附則

この規程は、平成24年12月8日から改訂施行する。

以上

通信委員会の組織と任務

公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)会員の通信関係事項便宜のため、連盟外洋通信委員および各加盟団体通信委員長で構成される通信委員会を設ける。また必要に応じて、加盟団体フリートに通信委員をおく。

各海岸局は、連盟外洋通信委員会の管理の基に、各加盟団体通信委員会がその日常運営を行う。

海岸局の運営に掛かる経費は、設備の新設、増設・変更に関しては、連盟外洋通信委員会が中心に、また日常の運営に掛かるものは、各所在加盟団体の費用で賄うものとする。

連盟外洋通信委員会および加盟団体通信委員会には、適宜次の役職者を置く。兼務を問わない。

委員長 通信委員会を総括し、通信委員会に関わる遂行責任者として、監督官庁との折衝を行う。またヨットの通信の発展に関し、必要な具申を行う。
また委員会を召集して必要事項の討議、決定を行い、理事会に報告する。

副委員長 委員長を補佐し、委員長不在の場合は代行する。

予算担当 委員会の予算を管理し、年度末に報告書を委員長に提出する。

海岸局担当 海岸局の設備全般の保守点検を行い、海岸局に関わる報告書の作成、定期検査に(設備管理者)係わることを処理する。

海岸局担当 海岸局オペレータの指導、監督および運用の責任者。
(局長)

普及担当 無線従事者資格取得を推進する。講習会、勉強会の斡旋、開催をもって従事者を育成する。

広報担当 委員会の活動状況を、主に会報を通じて会員に知らしめる。

機材担当 主にヨットで使用する無線機の機器開発を担当し、メーカーとの折衝を行う。

庶務担当 所属の名簿作成、無線局申請書のひな型の作成、工事業者との折衝、委員会議事録の作成、その他庶務事務を行う。

以上